

委託規約

1. 委託販売の商品お預かりについて

- A 委託販売の商品(以下、「商品」という。)をお預かりする時には顔写真付きの公的身分証明書(生年月日・現住所が記載された有効期限内のもの)が必要になります。
- B ご郵送にてお預かりになる場合は現住所記載のご本人確認書類のコピーをご同封の上、お送りください。
- C 現住所記載のご本人確認書類のご提示、コピーの添付が無い場合はお預かりすることができません。
- D お客様ご本人が所有している商品に限ります。
- E 満20歳未満の方は本委託販売をご利用できません。

2. 次に該当する場合は委託販売の商品をお預かりすることができません

- A クレジットカード、ショッピングローンのお支払いが完済できていない場合。
- B 弊社の担当者が相場とかけ離れていると判断した場合。
- C 弊社の担当者が在庫状況やお取り扱いなどを勘案し販売が難しいと判断した場合。
- D インターネットにて販売、もしくはオークションなどに出品されている商品の場合。
- E 第三者の権利を侵害していると推定される場合(偽造品・盗難品など)。
- F 委託販売金額が100万円未満の場合。
- G 一部を除き、ロレックスは原則的にお預かりすることが出来ません。
- H メーカーを問わず、劣化具合や年式等により弊社が“アンティーク”と見做した場合。
- I その他、弊社の判断で取引状況を適当と認めない場合。

3. 展示の仕方、展示場所、値札の表示などは弊社に一任させていただきます。

ホームページに掲載するまでに、数日程お時間を頂戴致します。(データ登録+撮影等)

4. 弊社は、商品を支店に配送して販売を行う場合もあります。その際は対応にお時間を頂戴しますので予めご了承ください。

5. お預かり期間中の不具合

- A 弊社にてお預かりいたしました商品に不具合・不良が発覚した場合は、直ちに委託を解除しお客様にご返却いたします。
- B 弊社のお預かり期間中に故意または過失によって商品の毀損・紛失した場合は、その時点での評価額を基準として補償致します。

6. 委託販売完了後

- A ご委託いただいた商品の売買契約完了後、速やかにその旨をご連絡させていただきます。ご連絡がとれた日の“翌営業日扱い”にて、委託手数料を引いた金額を銀行振込みにてお支払い致します。
- B 顧客との売買契約成立後の商品の返却はできません。

7. 委託商品の販売を変更・キャンセルについて

- A お預かりしてから1か月経過した場合のみ販売価格の変更もしくは返却を承ることが可能です。またお客様の申し出が無い場合1か月間本契約を更新したものとみなします。
- B お預かりしてから1か月経過した後、弊社から販売価格、もしくは返却についてご相談させていただくことがあります。
- C 1か月未満での販売価格の変更・キャンセルは原則受付しておりません
- D 1か月未満でのお客様都合によるキャンセルの場合は該当商品の販売価格からの弊社所定の委託手数料をお支払いいただきます。
- E お預かりしてから1か月経過した場合、弊社とお客様との協議の上、商品によっては委託販売からお買い取りに変更することができます。

8. 委託販売手数料

- A ご委託いただきました商品の売買契約が成立いたしましたら、弊社は売上代金から弊社所定の委託販売手数料を差し引いた金額をお客様にお支払い致します。
- B 委託販売手数料については下記のとおりです。

| | |
|-----------------|-----|
| 800万円以上～ | 3% |
| 200万円以上～800万円未満 | 7% |
| 100万円以上～200万円未満 | 10% |

9. 譲渡の禁止

お客様は商品について生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡、または担保を共にしてはなりません。

10. 規約の変更及び改定

弊社は本契約について、社会情勢などを考慮し、弊社が必要と認める場合は、お客様と協議のうえ変更及び改定できるものとします。

11. 暴排条項 反社会的勢力の排除

A 弊社は、お客様が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができます。

- ・反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。
- ・反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。
- ・反社会的勢力に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- ・その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

B 弊社は、お客様が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。

- ・暴力的な要求行為。
- ・法的な責任を越えた不当な要求行為。
- ・取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- ・風説を流布し、偽計又は威力を用いて弊社の信用を棄損し、お客様は弊社の業務を妨害する行為。
- ・その他前各号に準ずる行為。

C 弊社は前二項に違反する事項が判明した場合には、直ちに本契約を解除しこれにより弊社に生じた損害の賠償を請求することができます。この場合、お客様は当該解除によりお客様に生じた損害の賠償を請求することはできません。

D 弊社が前三項の規定より本契約を解除した場合には、お客様に損害が生じても弊社は何らこれを賠償しないし補償することは要せず、また、かかる解除により弊社に損害が生じたときは、お客様はその損害を賠償するものとします。

12. 合意管轄

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、（東京都内の店舗でお預かりした商品の事案については）東京簡易裁判所または東京地方裁判所を、（大阪府内の店舗でお預かりした商品の事案については）大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。